

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		自衛消防隊運営補助金		市の担当部課	消防本部消防署		
				問い合わせ先	0568-65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		内田自警団 はじめ16団体		代表者名	団長		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	消防関係団体育成補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		火災等に対する初動体制を確立するため、消防ポンプを備え昭和39年10月現在において区分されていた消防分団の区域を単位として組織された自主的な自衛消防団体のため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		火災等の災害を予防し、市民の生命及び財産を保護するために事業を行う団体への補助。（火災等に対する初動体制を確立するため消防ポンプを備え、自主的に組織された自衛消防団体）					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		160,000 円	160,000 円	150,000 円	160,000 円		
		(160,000 円)	(160,000 円)	(150,000 円)	(160,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		活動用備品の購入、活動用消耗品の購入、燃料費、消防ポンプ庫、消防ポンプの修理等。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		2,465,496 円			
		うち補助事業全体の経費		863,501 円			
		うち補助対象経費		863,501 円			
		補助対象経費の内訳		事務費、消耗品費		118,874 円	
				工事費、修繕費		194,878 円	
				財産購入費		549,749 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額 1団体当たり 金10,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	精算していない		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		地域で発生した火災等に対応するため、消防ポンプを備えて自主的な自衛消防活動を行い、市民の安心、安全に寄与している。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		742,946 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		742,946 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。